

別紙

国営備北丘陵公園社会実験事業臨時売店出店利用条件

1. 出店者は、出店にあたり、関係法令及び国営備北丘陵公園社会実験事業における臨時売店取扱要領を遵守するものとする。
2. 出店者は、出店を認めた使用場所を第三者に転貸、又は譲渡してはならない。
3. 出店者は、使用する財産の現状、使用の目的、又は使用の態様を変更してはならない。ただし、グリーンウインズの承認を受けたときは、この限りでない。
4. 前項ただし書の規定により、グリーンウインズの承認を受けようとする出店者は、現状変更承認願、又は使用目的変更承認願をグリーンウインズに提出しなければならない。
5. 出店に係る手数料は、国営備北丘陵公園社会実験事業における臨時売店取扱要領第6条に記述のとおりとし、実績報告書を提出後、速やかに支払うものとする。
6. 出店に伴う設置費、電気の使用料、その他必要な経費は、出店者の負担とする。
7. 出店者が使用財産を荒廃させ、若しくは損傷したとき、又は出店期間が満了し、若しくは出店を中止したときは、速やかに原状に回復し、グリーンウインズの検査を受けなければならない。
8. 出店者は、臨時売店出店通知書を受領した後、速やかに「宣誓書」及び「誓約書」を提出するものとする。